

平成26年第4回士別市議会定例会会議録（第2号）

平成26年12月16日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 3時02分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	遠山昭二君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	国忠崇史君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君	市民部長	大崎良夫君
保健福祉部長	川村慶輔君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	沼田浩光君	朝日総合支所長	佐々木勲君

市立病院 事務局長	三好信之君
--------------	-------

教育委員会委員 馬場千晶君 教育委員会会長 安川登志男君

教育委員会
生涯学習部長 菅井勉君

農業委員会会長職務代理者 飛世薫君 農業委員会会長 小ヶ島清一君

監査委員 吉田博行君 監査委員局長 石川誠君

事務局出席者

議会事務局長 石川敏君 議会事務局局長 浅利知充君

議会事務局
総務課主査 前畑美香君 議会事務局
総務課主任主事 檜木孝士君

(午前10時00分開議)

○議長（丹 正臣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（丹 正臣君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（石川 敏君） 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。8番 岡崎治夫議員から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（丹 正臣君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された議員は11名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

1番 谷口隆徳議員。

○1番（谷口隆徳君）（登壇） おはようございます。

第4回定例会に当たりまして、通告に従い一般質問をいたします。

障害者福祉についてであります。まず、第4期障がい福祉計画についてお伺いをいたします。

障害者への施策は、国においては目まぐるしく支援制度が変遷し、措置制度から、利用契約による支援費制度に移行し、更には自立支援制度への移行となり、大きな制度改革や社会の意識の変革など制度の変革が進められてきております。

そのような中で、障害の有無にかかわらず、相互に人格を尊重し合いながら、ぬくもりのある地域での共生する社会を実現していかなければなりません。障害者に対しての福祉サービスは、平成25年4月に障害者自立支援法にかわり、地域生活支援体系の整備などを内容とする障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法が施行されるとともに、それに伴って障害者差別禁止法も制定されております。障害者基本法に基づき障がい者福祉計画が策定されるものであります。

計画の基本理念として、ノーマライゼーション社会の実現を基本的な目的とするということであり、地域社会の支援体制の充実、自立と社会参加の促進、バリアフリー社会の実現などを目指すとされております。士別市総合計画には、第2部第3節の中で「ぬくもりで支え合うすこやかな地域づくり」、障害者福祉が福祉部門の基本方針としてしっかりと位置づけられております。

障害者とは特定の人に有するものでなく、疾病や事故などのさまざまな要因によるものもあり、将来において、私たち、今、元気で健康な者でも障害を有することとなる場合もあります。また、障害は当事者だけの問題ではなく、家族がともに支え合っている状況にあります。

このような中で、本計画が障害者の立場に立った施策となっているのか。障害者や家族に対するニーズ調査などのきめ細かな配慮がされているのか。また、支えていく家庭環境への配慮や支援策など福祉全体の政策などとも関連してきますが、明27年度から第4期計画が進められることとなります。第3期計画と比較しての課題や、今後における福祉サービスの内容、支援体制の充実をどのように計画し、進めていくのか、第4期計画の概要及び方針をお尋ねいたします。

次に、障害のある方々への現状と実態及び支援体制の施策及び就労支援対策、教育・療育の状況についてお伺いいたします。

また、今年度から取り組まれている日常生活自立支援事業の実態と、運営状況並びに障害者自立支援推進事業の事業内容と成果等についてお伺いいたします。特に手話に関する事業は、聴覚障害者にとっては言語の機能を果たすものであり、手話は第2の言語とも言われ、障害者にとっては必要不可欠であります。会議、講演会など、全ての市民が参加・参画できる平等かつ公平な社会の実現のためにも、手話を積極的に取り入れる制度が必要で、手話条例の制定を考えるべきと思いますが、考えをお伺いいたします。

この項の最後にお尋ねいたしますが、障がい福祉計画と障がい者福祉計画の一体的な計画運用を行っていくべきであると考えますが、特に分けて計画しなければならない理由がないと思っておりますが、お尋ねいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

谷口議員の御質問にお答えいたします。

私から、第4期障がい福祉計画の概要及び方針についてお答えし、自立支援対策の実施内容と成果並びに手話条例などの御質問については、保健福祉部長から答弁申し上げます。

本市では、障害のある方が地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、平成24年度から26年度までを期間とする第3期障がい福祉計画の整備方針に基づき、各種サービス事業を推進しているところですが、この第3期計画も今年度が最終年度となっていることから、現在、平成27年度から29年度までを期間とする第4期計画の策定に取り組んでいます。

計画策定の体制としては、今年度並行して策定作業を進めている地域福祉計画の策定組織として設置した、市役所内の全庁横断的な検討会議と、昨年10月に設立した障害者とその支援団体からなる自立支援協議会のメンバーを含む11人の市民策定懇談会の中で、地域福祉計画とも連携しながら作業を進めているところです。

これまでの取り組みとして、まず、障害のある方々の福祉サービスの利用実態や、福祉に関する意向などを把握するため、515人の障害のある方々を対象にアンケート調査を実施いたし

ました。アンケート作成に当たっては、わかりやすい言葉の使用や漢字には振り仮名をつけるなど、懇談会の皆様からの御意見を伺いながら、なるべく御本人が回答できるよう配慮するとともに、御本人が回答できない場合には、その御家族や介助されている方でも回答できるように作成いたしました。

その結果、272人から回答をいただき、その内容の約70%は御本人からの回答で、約20%は御家族からの回答となり、災害時の対応への不安など御家族が抱えている課題なども明らかになったところです。

現在、検討会議や懇談会において、このアンケート結果の集計、分析と第3期計画の検証を行うとともに、自立支援協議会が組織する相談支援部会及び子ども部会、重症心身障がい児・者部会の各部会を通じ、施設やグループホーム等の利用状況や就労支援、居宅介護並びに地域生活支援事業等について、第4期計画に向けた課題の整理を行っていただいているところです。

今後、これらの結果をもとに懇談会の中で計画案の作成を行い、案の作成後にはパブリックコメントにより市民の御意見を伺うほか、自立支援協議会の御協力のもと、障害のある方々から直接、個別に御意見をいただくなど、障害のある方の立場に立った計画となるよう努めてまいります。

そこで、第4期計画の概要及び方針についてであります。第3期障がい福祉計画は障害者自立支援法に基づき、国や道の定める基本指針を踏まえ定めておりますが、この間、平成24年には障害者自立支援法が障害者総合支援法へと改正され、これまで制度の谷間となっていた難病患者への支援や、発達障害を含めた障害のある児童に対する支援、更には、知的障害者や精神障害者の障害特性への配慮などについて新たに盛り込まれました。

第4期計画の策定に当たっては、この障害者総合支援法で新たに盛り込まれた支援のあり方や、国や道の指針、更には、本市におけるニーズの状況も十分に踏まえ、既存の在宅での日常生活を支援する居宅介護事業や施設への通所事業などに加え、市役所担当部署に社会福祉士等の専門職を配置し、障害特性に応じた相談支援体制の強化や、災害時の不安解消への対応、権利擁護に対する取り組みなどを進めるとともに、障害者の雇用の場の確保や教育とも連携した児童発達支援などの各種サービスとその必要量を盛り込んでまいります。

加えて、総合計画はもとより、地域福祉計画や障害者福祉の基本的な事項を定めた中長期の計画である障がい者福祉計画など、保健福祉分野の計画とも整合性を図りながら、障害のある方々が安心して生活できる「やさしいまち」の実現に資する計画となるよう、鋭意取り組んでまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 川村保健福祉部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君）（登壇） 私から、障害者福祉に係る自立支援対策の実施内容と、成果並びに手話条例などの御質問について答弁申し上げます。

初めに、障害のある方々の現状と実態及び支援体制の施策や就労支援対策、教育や療育の状

況についてであります。

障害のある方々の平成23年度末から本年11月末までの過去4年半の推移について申し上げますと、身体障害者手帳の保持者は1,359人から1,367人と微増傾向にあり、精神保健手帳の保持者では124人から157人と、率にして約20%ほどの増加となり、療育手帳の保持者についても197人から216人と、約10%ほど増加している状況にあります。また、難病患者数については、特定疾患医療費受給者証の交付人数で申しますと、昨年度末では213人のところ、本年12月現在では228人と約7%の増加となっております。また、施設やグループホームなどへ入所されている方については、障害のある方全体で119人であり、その数は微増傾向で推移しております。

そこで、障害のある方々の自立に向けた支援体制の状況についてであります。日常生活において常時介護を要する方に、排せつや食事などのサービスの提供を居宅で行う居宅介護事業や、通所で行う生活介護事業、また、一時的に施設に入所する必要がある場合に利用できる短期入所事業などを実施しているほか、リハビリや身体機能の維持・回復などを行う自立訓練事業、更には、就労を希望する方に対して就労の訓練を行う就労継続支援事業などを行っております。

また、障害を除去・軽減する手術等の医療費を支援する更生医療給付事業や、18歳未満を対象とした育成医療給付事業、更には、義足や車椅子などの補装具を給付する補装具給付事業など、障害の種類や程度に応じたさまざまな支援を行っております。特に就労支援に関しましては、本市においても、以前から福祉の店シュペツに対する支援や、市の物品購入及び市立病院での洗濯補助やリサイクルセンターなどでの就労訓練などを行っておりますが、昨年4月に施行された障害者優先調達推進法に基づき、本年度、士別市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針を策定し、障害者就労施設等から物品や役務の調達に全庁的に取り組んでおり、平成27年度の予算においても、でき得る限り多く反映できるよう全職員に対し周知をしたところであります。

こうした取り組みを機に、先月、市では、市内民間事業者の御協力のもと、水道メーターの分解作業を市内社会福祉法人が運営する就労継続支援施設に委託する事業を開始することができ、今後においても、障害者施設関係者とも協議・検討を行う中で、障害者の就労支援を全庁的な取り組みとして進めてまいります。

次に、教育や療育に関する支援についてであります。保健福祉センターでは健診において、療育が必要と思われる乳幼児の保護者に対し療育相談を行っているほか、こども通園センターのぞみ園では、発達のおくれが心配されるお子さん方に対して、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練などを行うとともに、障害や発達のおくれのある小・中学校の児童・生徒の家庭生活をサポートする家庭相談員を今年度から2名体制とし、円滑な集団生活への支援を行うなど子供の健全な育成を継続的に支援しています。

また、障害のある子供に最も適切なサービスが提供できるよう支援を行う機関として、昨年

10月に児童相談支援センター虹を設置し相談支援体制を充実するとともに、障害のある児童の放課後や夏休み等の居場所となる日中一時支援事業を士別小学校の一教室にて実施しており、現在11名が登録し、利用をいただいています。

次に、日常生活自立支援事業の実態と運営状況についてであります。

本事業は、士別市、和寒町、剣淵町、幌加内町の1市3町の社会福祉協議会による広域的な取り組みとして、認知症及び精神や知的の障害などによって日常生活の判断能力に不安を持ちながら生活している方々に、福祉サービスの利用手続、生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどの支援を行うものであります。

本市の事業実施に当たっては、利用者から相談を受け、必要な生活支援計画を作成する生活支援専門員が社会福祉協議会に5人配置され、更に、サービスを提供する生活支援員を4人配置する中で実施されており、現在10件の相談があり、そのうち1件がサービス提供に至っておりますが、今後新たに2件に対するサービスの提供が予定されているところであります。事業の市民周知については、啓発用チラシの全戸配布や民生委員児童委員協議会や自治会連合会の総会、更にはケアマネジャーの会議や自立支援協議会等で説明を行っており、今後、本事業の理解を更に深めていただくための市民参加型の研修会も予定をしているところであります。

次に、障害者自立支援推進事業についてであります。

本事業は、障害者等への支援についての学習を深めるための講演会の開催及び聴覚、言語機能、音声機能、視覚障害など、意思の疎通を図ることに支障のある方々が、自立した社会生活を営むことができるよう、手話通訳者の養成や要約筆記者の派遣を行う事業であります。

まず、手話通訳者の養成については、名寄市において、本市を含む広域7市町村が合同で開催する手話奉仕員養成講座への参加を支援したもので、本市からは1名が参加し、先般、無事に修了証書が授与されたところであります。

また、本市では従来から士別聴覚障がい者の会の皆様の御協力のもと、会議や講演会などに手話通訳者の派遣を行っていますが、今年度から新たに士別要約筆記サークルなのはなの皆様の御協力をいただき、要約筆記者の派遣事業を行っています。

要約筆記は、文字通り、話し手の話の内容をつかんで要約し、それを筆記して伝える筆記通訳のことで、現在までに健康づくり講演会など4回の派遣依頼があり、耳の不自由な高齢者の方々からも大変喜ばれたところです。

なお、障害者福祉に関する講演会の開催はまだ実施しておりませんが、現在、自立支援協議会の皆様と開催時期や内容を協議しており、より多くの市民に障害者への理解が深まる講演会となるよう準備を進めてまいります。

次に、手話条例の制定についての御提言であります。

手話は、谷口議員のお話のとおり、手・指の動きや表情などを使って概念や意見を表現する第2の言語と言われており、本市における手話に関する事業といたしましては、先ほど申し上げた養成講座への参加支援のほか、士別聴覚障がい者の会の皆様の御協力を得て、市民手話講

習会を実施しており、毎年十数名の市民に参加いただいています。

この事業は、広く一般市民とともに手話を学ぶことにより、聴覚障害者に対する理解を深め、障害のある人となない人が、家庭や地域において手話を言語として普通に生活ができるような社会づくりを目指した取り組みであり、手話条例によってそうした環境を構築していくことは大変意義があることと考えます。しかしながら、条例制定には、市役所の窓口での対応を初め、市内の公共的な窓口や事業所など、その体制整備も重要になってくるものと考えております。

したがって、まずは手話に対する市民や職員の理解を深め、手話を使いやすい環境づくりが大切でありますことから、現行の事業を基本に、啓発活動を更に推進しながら、手話条例の先進地の状況なども調査・研究する中で検討してまいりたいと考えています。

最後に、障がい福祉計画と障がい者福祉計画の一体的な計画運用を行っていくべきとの御提言であります。

障がい者福祉計画は、障害者基本法に基づき、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画として位置づけられており、本市の計画は平成25年度から29年度までの5カ年の計画となっています。

一方、障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、障がい者福祉計画の生活支援にかかわる部分の障害者福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置づけとされていることから、2つの計画は分けて策定していますが、関連の深い2つの計画が別々の機関を持って策定されていることは、市民の皆様にとってわかりにくい部分もあると考えます。

したがって、現在策定中の障がい福祉計画の最終年度が、現行の障がい者福祉計画と同年度でもあることから、両計画の次期策定においては、一体的な策定も視野に入れ検討してまいりたいと考えています。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君） 障害者の福祉につきましては、我々元気な者でも必ず障害を持つような状況になるような、高齢になりますといろいろなことも起こってくるわけでありまして、できるだけ市民の安心・安全のためにしっかりと施策をお願いいたしたいということでございます。よろしくお願いを申し上げます。

（登壇） 次に、子供の学習及び文化活動事業についてお尋ねいたします。

子供の生活習慣や学習習慣の定着は、青少年期には特に重要で、学校・家庭・地域の連携・協働は欠かせないものとなっております。

本市が進めております早寝早起き朝ごはんの啓発や学習時間の確保対策も重要な施策であります。更にまた、放課後の学習や文化学習、体験学習活動などを通しての学習は、全ての子供たちに教育環境を整える上でも重要になってきております。

国の中央教育審議会生涯学習分科会の今後の放課後等の教育支援のあり方に関するワーキンググループにおいてまとめられたものでは、土曜日の豊かな教育環境の実現に向けた具体的方

策に加えて、教育と福祉の連携による放課後等の支援・充実などが内容に加わったとされ、その中では、学校での放課後子ども教室や、厚労省が整備を進めてきた放課後児童クラブの連携強化を図ることを目的にして、放課後児童クラブの待機児童の課題を解消し、全ての子供たちに豊かな教育環境を提供するために一体的な運営を行うとされ、地域の人材や企業、団体、民間の教育事業者と連携して多様な学習体験プログラムを実施されていく必要があるとされております。

そのような中において、本市においても、全ての子供たちに教育環境を整える意味での施策が策定され実施されておりますが、本年度から取り組んでいるしべつ土曜子ども文化村についてお伺いをいたします。

これは児童・生徒の週末を、より有意義に過ごすことができるようにと、文化活動を中心に、地域人材を活用した豊かな体験を提供することを目的にしたものとされております。京都の小学校では清水焼、京野菜、和太鼓などの地域教材を活用し、国語の研究をベースにしながら伝統文化教育に取り組むための対策として、学ぶ機会を多く設定するために、各教科領域などで、伝統・文化にかかわる内容を洗い出し、人との出会い、さまざまな体験活動を行うことで、生きた言葉につながっているというふうと考えております。

このような中で、3年生以上の自作の俳句を募集したところ、誰一人同じ俳句はなかったと言われております。「学ぶこと大好き～伝統や文化のよさに気付き、自分のまちを好きになる子を目指して～」をテーマに研究発表も行われているようであります。本市には、無形文化財としての瑞穂獅子舞、日向神代神楽や、各地域には和太鼓を中心にした伝統文化が継承されておりますし、農林業や酪農体験なども特徴の一つであります。

そこで、今年度から土曜子ども文化村の開設が実施されておりますが、その内容と実施・参加状況についてお伺いをいたします。更に、今後の計画や充実策があればお知らせをいただきたいと思っております。

次に、しべつチャレンジ寺子屋及びチャレンジスクールについてお伺いをいたします。

これは、長期の休業期間を活用し、子供たちの基礎学力向上及び運動習慣の定着を目的として寺子屋を開設、また、子供たちが集団生活を送る中で、自主性、協調性、社会性を身につけるとともに、学習習慣の定着と規則正しい生活習慣を確立させるためにチャレンジスクールを開設するという説明であります。それぞれの学習内容と実施状況についてお伺いをするとともに、終了した後に与えた影響及び成果について、その感想をお知らせください。

最後に、わかりやすい予算書の作成を新規事業として今年度計画されておりますが、小・中学生を対象に本市の財政の状況に対する興味や学習意欲を促すことは、市民の一人として市の財政を知ることは大変重要で意義のあることであると思っております。今後、このわかりやすい予算書が作成された場合の活用方法、具体的にどのように小・中学生などの学習に利用していくのか考えをお伺いいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答えいたします。

まず、今年度から実施しているしべつ土曜子ども文化村の内容、実施状況及び参加状況についてでございますが、これまで7回の開催で延べ91名の参加があり、文化活動を行う市民を講師とした茶道体験、詩吟、絵手紙、和太鼓、川柳、英会話、絵画、クリスマス飾りづくりの文化体験及び市内の企業などに指導をお願いした工事現場見学、銀行員体験、図書館職員体験などのキャリア教育を行い、子供たちに有意義な土曜日の過ごし方を提供しているところでございます。今後は、餅つきや書道体験、土別地方技能士会と連携したものづくり体験を行う計画です。

また、来年度に向けては、市内中心校以外の周辺校の子供たちの参加を促すために送迎体制の検討、更には、幅広い文化活動体験と多くの職種のキャリア教育を実施するため、実施回数増加を視野に入れ検討してまいります。

次に、土別チャレンジ寺子屋についてであります。7月28日から8月1日までの5日間で延べ118名の参加があったところでございます。

学習内容は、学校の宿題や北海道教育委員会が提供しているチャレンジテストによるプリント学習、囲碁ボールなどのニュースポーツ、清涼飲料水の食品成分を調べる消費者教育、大豆の栄養を学ぶ食育学習、ペーパークラフトの創作活動などです。更に、子供の学習習慣や運動習慣の定着に向け、冬休み期間中の開催についても計画をしているところでございます。

また、しべつチャレンジスクールについてであります。9月と10月に実施し、54名の参加があり、子供たちは3泊4日の集団生活を通じて、毎日の学習習慣や生活習慣の定着に向けた早寝早起き朝ごはんの実践を行いました。参加した子供の保護者を対象としたアンケートでは、チャレンジスクールに参加してから起床・就寝時間が早くなった、学校から帰ってきてテレビやゲームをする時間が短くなったことにより、家庭学習をする時間が長くなったとの評価を得ております。

また、事業の実施に際しましては、しべつチャレンジ寺子屋には学習指導を行う学校教職員や土別翔雲高等学校の生徒の参加、しべつチャレンジスクールには、宿泊生活を支援する子ども会育成者及び創作活動を指導する土別市内の北海道家庭教育サポート企業の参加など、学校・家庭・地域が連携して地域の子供たちを育む取り組みとなっておりますので、多くの成果を得たものと認識をしております。

次に、わかりやすい予算書の活用方法についてでございます。

本市は、まちづくり基本条例を制定し、市民参加と情報共有を基本原則に、市民がみずからの力を地域で発揮し、活力ある地域社会をつくる、市民が主役のまちづくりを進めるとともに、子どもの権利に関する条例に基づき子供の社会参加の機会を保障し、生き生きと育つことを地域全体で支え合う仕組みづくりを目的とした取り組みを推進しております。

こうした理念にのっとり、子供たちが自分の町の予算について興味を持ち、少しでも身近に感じてもらうことにより、子供とともに子供に優しいまちづくりを進めるため、新年度予算

編成とあわせて、市長部局で平成27年度版のわかりやすい予算書の作成準備を進めているところであり、子供たちの社会参加や学習意欲を促すための活用方法について更に検討を行ってまいります。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（丹 正臣君） 16番 齊藤 昇議員。

○16番（齊藤 昇君）（登壇） 第4回定例会に当たり一般質問を行います。

最初に、公共調達基本指針についてお聞きしたいと思います。

私は、これまでの議会において公契約条例についての質問を行ってまいりました。特に、市から仕事を請け負っている企業で働く人たちの労働環境、例えば賃金の問題、退職金の問題、雇用保険の問題、更には、法定福利や福利厚生の問題、労働者を取り巻く環境が厳しさを増していることに、早期に対応することが必要との強い思いがあって取り上げてまいりました。一方で、地元の企業は振興・発展し、地域経済に役割を果たしてもらおうという重要な視点もあったのであります。

そこで、今回、公共調達基本指針が策定され、これまでの議論が一定の形になったことは大きく前進したことであり、今後この指針の果たす役割に期待するところであります。

そこで、基本指針の内容について何点かお伺いしたいと思います。

まず、この指針制定の趣旨はどのようなものと考えているのか。指針の基本理念、目的もお知らせいただけたけれども、改めてその考えをお聞きしたいと思います。

また、今回は指針ということであるけれども、条例との違いをこの際お聞きしておきたいと思うのであります。この指針策定に当たっては、市内の各層の代表者6人による検討委員会を設置して議論をされたと同っておりますが、策定に至るまでの経過、更に、この検討委員会中の議論でどのような意見が出されたのか。その内容と意見に対する対応を含めお答えいただきたいと思ひます。

私は、責任ある行政のあり方として、市が発注する工事や委託業務にあつては、労働者に対する賃金などは市の積算に基づき適正に支払われることを強く望んで取り上げてまいりました。そのためには指針ではなく条例が望ましいと思うが、なぜ条例制定にならなかったのかあわせてお聞きしたいと思います。

次に、指針の内容について伺いたいと思ひます。

まず労働環境についてでありますけれども、その改善に向けてはどんな具体策を講じているのか。発注者としての市の責任はどのようなものがあるのかお聞きしたいと思います。

また、最近是人件費の高騰や資材の不足など、入札自体も厳しい環境にあることと思ひますけれども、入札制度のあり方について、この指針ではどんな見直しがされるのか。この点についてもお答えいただきたいと思ひます。

そして最後に、この指針の今後の進め方についてでありますけれども、せっかく策定するのだから効果があるものにしていかなければならないと思います。限られた財源の中で公共事業の推進でありますので、それぞれの公共事業が企業の発展にも結びつき、そこで働く人たちの生活も向上する。ひいては、そのことが土別市の発展につながっていくことでなければならないと考えるものであります。

この指針は、来年4月からの施行を目指しているとのことではありますが、実効性ある指針として運用していくためには、これに関連する要綱やガイドラインの見直しも必要になってくるのではないかと考えるのであります。関連する要綱やガイドラインにはどのようなものがあるのか。その見直しはどのように進めていくのかお聞きしたいと思います。

私は、行政としての責任をしっかりと果たすためには、やはり条例化が必要であると考えているのでありますけれども、将来的に条例化についてどのように考えているのか改めてお聞きしておきたいと思っております。

以上でこの項目の質問といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 斉藤議員の御質問にお答えいたします。

最初に、公共調達基本指針の目標と基本理念についてであります。この指針は、市が発注する建設工事等の入札契約制度において、基本的な考え方を明確に定めることで、公共調達に係る入札及び契約が適正に運用されるとともに、市民が安全・安心に働くことができる労働環境が確立されることを目的としており、4つの施策を柱とする基本目標を定め、その中で市の調達が役割を担うべき目標として、個別目標を定めて展開していくものであります。

また、基本理念として、公共工事や委託業務などを遂行するための公共調達において、公平性、透明性及び競争性に基づいて、より高い品質と適正な履行を確保するとともに、賃金や労働時間、有給休暇の取得及び社会保険等の加入など、労働者の雇用環境の安定を目指し、地域振興に寄与する機能と役割を発揮することを定めています。

次に、これまでの議論経過についてであります。

斉藤議員お話しのとおり、これまで本会議において公契約条例についての議論があり、本市としても条例についての調査研究を進めてきたところです。

そこで、一昨年10月の建設協会との意見交換会を契機に、昨年2月からは市内検討委員会での検討、更に4月には商工会議所や消費者協会など各界の代表者6人による検討委員会を設置し、昨年度は6回の検討委員会を開催して議論を重ね、提言書をまとめていただきました。本年3月、検討委員会からの提言書を受理し市内での検討を重ね、9月に、公共調達基本指針の素案をまとめ、10月には市内各事業者や関係団体との意見交換会を行いました。

検討委員会では、公契約条例のように賃金下限額を設定すると、公共工事と民間工事で労働者の賃金に格差が生じることや、企業経営への圧迫、統一的な賃金体系への影響が出ることなどを懸念する意見が多く、労働環境の向上とダンピングの防止、品質や競争性の確保を一体的

に目指すためには、まず入札制度全般の見直しをするべきとの方針が示されたことから、議決事項である条例ではなく、市民に公表するための公示文書である基本指針としての検討を行い、入札契約制度及び労働環境の改善を図っていくこととしたところです。

入札制度の見直しでは、予定価格の公表方法について積算努力を損ねるような公表は避けるべきとの御意見を受け、円滑な入札執行に資する公表方法を設定すると定めるなど、いただいた提言についてはおおむね指針に反映できたものと考えています。

次に、労働環境の改善策についてであります。

本指針では適正な労働環境の確立、地域経済の活性化と企業の育成を基本目標に定めており、1つには、公共サービス基本法の趣旨に基づき、労働者が安全・安心に働ける雇用環境を確立するため労働基準法などの遵守を促し、入札参加資格要件に社会保険等の加入を条件とすることや、適正な賃金が支払われるよう実態調査を引き続き行うことで、適正な労働環境の確保に努めることにしています。

2つには、市が発注する工事については、元請業者だけでなく下請業者についても適正な施工体制が確保されていることが重要であることから、元請と下請の契約状況や下請代金の支払いが適正に行われているかどうかなどを書類等で確認することや、工事の特性に応じた発注方法や地元優先発注を引き続き行うとともに、債権譲渡の承諾手続を活用し資金調達の円滑化を図るものです。

また、入札契約制度については、公平公正で透明性の高い入札契約制度の確立、公共調達における社会的価値の実現、品質と適正な確保の2つの目標を定めており、具体的には、入札契約などの公共調達から暴力団の介入を排除し、談合や不正行為のない公正な競争入札を目指すとともに、契約情報をより一層公開することにより、公平公正で透明性の高い入札契約制度の確立に努めるものです。

更に、ダンピングによる低価格入札を防止するため、低入札価格調査制度を、工事だけでなく、清掃、警備などの委託業務にも適用するとともに、工事施行成績評定書の評価項目を整備し、入札参加資格審査の格付に反映させることで企業努力を促進し、技術と経営に優れた企業が適正に評価される入札方式の推進に努めるものです。

次に、発注者としての市の責任についてであります。公契約におけるルールづくりでは、ILO国際労働機関が1949年に、公契約における労働条項に関する条約を採択していますが日本は批准していません。この理由について政府は、公共団体と民間が結ぶ契約に公権力が関与すべきでなく、労働者保護法制が整備されていることから必要がないとしている一方、2009年に公布された公共サービス基本法では、自治体は公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保等に努めるものと規定されており、こうしたことから、発注者の責任として、受託企業のもとで働く労働者の適正な労働条件の確保に努めるため、本指針に沿って取り組んでまいります。

次に、今後の進め方についてであります。

先ほど申しあげました基本目標にのっとり、既に入札参加資格審査の付与点数項目である社会貢献項目の増点と男女共同参画に対する取り組みを追加し、加えて、本市の契約から暴力団を排除する暴力団等排除措置要綱、債権譲渡の承諾等に関する事務取扱要綱を制定したほか、今後は低入札価格調査制度事務処理規定の改正や設計変更ガイドラインを策定してまいります。また、入札参加要件として、社会保険等の加入については一定の経過措置期間を設け周知を図っていく考えであります。

この公共調達基本指針は平成27年4月1日施行を目指しており、検討委員会の論議に基づき、市の公共調達における基本的な考えを明らかにすることが大きな目標となっています。

一方で、賃金の下限額を定める公契約条例は、札幌市でも業界団体の理解を得られず否決されており、全国でも条例の制定を行っている自治体はいまだ一部にとどまっている状況にもあることから、今後においてもその動きを注視してまいりたい考えであり、社会情勢の変化や労働法制の動きなどを踏まえ、適切に検討してまいります。

以上を申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 齊藤議員。

○16番（齊藤 昇君） 1点だけ再質問をしておきたいと思います。

今までも工事の積算する単価ですね、市が積算する単価、これが働く人たちの懐にきちんと行っているのかどうか。業者によってピンはねがされたりするような事態があったということも取り上げてまいりました。

あるいは、市では、積算する場合には、働く人たちの健康保険でありますとかあるいは社会保険、こういうのも積算単価の中に含まれていると思うのだけれども、この含まれている積算単価が、働いている人たち、御婦人の方もいらっしゃるでしょうし男性もいらっしゃる、こういう末端で働く人たちにきちんと届いているのかどうか。これも調査を約束していたけれども、これらの経過についてどう調査をなされ、どういう状況であるのかも、この際伺いたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君） 齊藤議員の再質問に私のほうからお答えをさせていただきます。

今の労働者の単価等々、あるいは保険の関係、これらがきちんと労働者のほうに支払われているのかどうかという観点での御質問だと思います。

これについては、私どもも春の入札参加資格審査の折とかにそういった調査も行っておりますし、毎年、実態についての調査も行ってきております。その中では、こういった積算に基づく単価というのは、その金額がそのもの真っすぐ労働者のほうに支払われているかということについては、まだ不明な点はありますけれども、おおむね適正に支払われているのではないかとこのように考えているところです。

今回のこの指針においても、まずは地元企業の振興・発展、それから労働者の方々の雇用環境の改善、この2つを大きな柱にしながら、今回のこの指針をまとめたところでもあります。

今お話にありましたように、こういった労働者の皆さんの労働環境の改善ということについては検討委員会の中でも、労働団体の代表の方に入っていた中で意見をいただいていますので、そういった視点を大事にしながら、今後の公共調達の公平・公正な運営に当たってまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 斉藤議員。

○16番（斉藤 昇君） 社会保険なんかはですね、雇用者の負担、事業主ですね。それから働く人たちも出すというふうになっているわけですが、これらの割合というのは、大体社会保険料では雇用者と、そこで適用になる労働者の負担割合というのはどういうものになっているのか。

それから、国民健康保険税なんかは国民健康保険に入っている人たちもその保険料を業者が一定負担されているのかどうか。ということは、労賃の中にそういう社会保険料でありますとか福利厚生をやつも含まれていて、それが、やはり社会保険については事業主も負担する。だけれども国保なんかについては、それはもう個人負担ですよというふうになっているのではないかと。だから積算のときに、そういう社会保険と国保税、こういうものとは一体となってきちんと積算されているのかどうか。そうであれば、国保税を払っている雇い人、作業人といえますか、こういう人たちにも社会保険料と同じように、いわば折半なりで負担が事業主からされるべきではないか、こう思うのだけれども、これらの実態についてはどう把握されているでしょうか。

○議長（丹 正臣君） ここで暫時休憩いたします。

(午前11時02分休憩)

(午前11時15分再開)

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君） 斉藤議員の再々質問のほうにお答えをさせていただきます。

各種保険の関係でのお尋ねでありますけれども、まず社会保険については事業者、それから労働者、それぞれ2分の1ずつの折半ということになります。

それから国保については、これは本人の負担ということになります。

それから、雇用保険でありますけれども、これは賃金に対して1,000分の8.5を事業所、それから1,000分の5を労働者の負担ということになっておりまして、市内業者については、これに基づいて対応がなされているということでもあります。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 齊藤議員。

○16番（齊藤 昇君）（登壇）
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

ちょっと失礼しました。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 暫時休憩いたします。

（午前11時19分休憩）

（午後 1時30分再開）

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

さきの休憩に対し、齊藤議員の説明を求めます。

齊藤議員。

○16番（齊藤 昇君） 先ほど、自治会への支援についての一般質問を中断させ混乱を招いたことを深くおわび申し上げます。

中断いたしましたのは、質問原稿を取り違えたことを途中で気づき、正規のものを取りに行こうとしたためであります。まことに申しわけございませんでした。

つきましては、さきの発言の取り消しをお願いいたしたく、会議規則第64条の規定に基づき発言取り消しの申し出を行いましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

また、質問につきましては、この際、取りやめさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（丹 正臣君） ただいま齊藤議員から、先ほどの発言について、会議規則第64条の規定により、お手元に配りました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。これを許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、斉藤議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定をいたしました。
これで、斉藤議員の質問は終了いたします。

3番 大西 陽議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 第4回定例会に当たりまして、通告に従い、一問一答での一般質問を行います。

最初に、庁舎改築事業についてであります。

市役所本庁舎及び消防庁舎は建設以来半世紀が経過して、各種設備を含めたさまざまな部分で老朽化が進んでおり、更に、旧耐震基準の建物であり耐震補強がされておらず、耐震性が極めて低い状況にあります。2011年には、コンクリート強度の調査を中心とする耐震診断予備調査を行い、耐震補強での対策が可能との調査結果を受けて改築も含めた検討を進めてきております。

更に、今後の改修・改築の基本方針を判断するためとして、本年の第3回定例会に耐震診断業務委託費928万8,000円の補正予算を計上するなど、今後の庁舎改築事業についての検討がされる予定となっております。総合計画では、当初、大規模改修等を実施していくとしていましたが、見直しによって、新庁舎建設で予定すると表現が若干変更になってはいますが、この考え方の検討の経過と内容について、まずお伺いをいたします。

次に、市庁舎は行政機能全般と、更には、災害時などの対策を担う重要な施設であると同時に、ワンストップサービスなど市民の利便性を考慮したものでなければなりません。市長は、コンパクトながらも市民に親しまれるコミュニティ機能を持った整備が必要との考えで、市民参加のもとに計画づくりを進めたいとしていますが、具体的な市民参加の手段とあわせて、新庁舎を整備する上での基本的なコンセプトについてお聞かせいただきたいと思っております。

本年10月に総務産業常任委員会の行政視察で、富山県氷見市の新庁舎整備について調査をしてまいりました。氷見市の旧庁舎は老朽化と耐震性の不備などによって、数年前から建てかえを含めた整備を検討してきており、最終的には、統合により閉校となった旧高校の体育館や校舎を新庁舎にする全国的にも類を見ない試みで、本年5月7日に開庁をしております。使われなくなった既存の公共施設を改修し、有効に活用することで、これからの公共施設のあり方の新たな提案がなされました。

整備するに当たっては、まず複数の選択肢を想定して、それぞれについて比較検討を行い、市民ワークショップによる丁寧な議論を積み重ね、市民参加の拠点となる開かれた庁舎が生まれております。今でも全国から多くの視察が訪れているようであります。ぜひ、この取り組みについても参考にしたいと思っております。

次に、費用についてであります。総合計画の中では、総工費として約33億円。これに加えて、文化センター大ホールを既存のままとして新庁舎と別棟とする場合、耐震改修工事、電気・空調設備などで約6億円。合わせて総額40億円が必要とされております。現在、本市では環境センターの建設を初め、新規の公共施設の諸計画が進められており、一方では、既存の公

共施設の更新、統廃合など老朽化対策も緊急の課題であります。公共施設マネジメント計画を策定して、これらを一体的に進め、できる限りの財政負担の軽減に努めることとしております。

庁舎改築に当たって市長は、合併特例債の活用が可能な期間に整備することが望ましいとの考えを示しております。財源確保の考え方とあわせて、総合計画のスケジュールでは平成27年度基本計画の策定、28年度地盤調査と基本設計、平成29年実施設計、30年、31年度で実施の予定としております。今後の考え方として、当初計画のとおり進めるのか。あるいは、ローリングによりスケジュールの変更があるのか、あわせてお伺いをいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 大西議員の御質問にお答えいたします。

まず、総合計画上の事業計画の内容変更の経緯についてであります。

平成20年度からの総合計画においては財政負担を考慮し、当初は大規模改修を行うとして盛り込んでいたところであります。しかし、平成23年に発生した東日本大震災を契機に、防災時における庁舎機能の重要性が改めて問われることになりました。

本市においても、従前から総務部や建設水道部などの関係部局による庁内検討組織を立ち上げ、改修・改築の両面から庁舎のあり方に対する方向性を検討してきました。事業費の試算をしたところ、改修・改築のそれぞれの事業費がほぼ同額であったこと。改修の場合は建物の耐用年数の延長が見込めないこと。また、改修により耐震性能を確保したとしても、水回りや電気系統の老朽化など、現庁舎が抱えるさまざまな問題の根本的な解決にはならず、市民サービスの向上につながらないことから、総合計画において新庁舎建設の表現に改めたところであります。

しかし、耐震診断の結果が明らかでない中で改築だけを選択することは、事業実施における合理性に欠けるとの判断のもと、さきの第3回定例会において耐震診断実施業務委託料の補正を行ったところであり、この結果を踏まえ、まずは庁内でそのあるべき姿を検討し、市民や議会にも御意見をいただきながら、改築・改修の判断を行ってまいります。

また、市民参加の具体的な手法については、庁舎整備は50年に1度の大事業であり、市民からの注目度も高く、まちづくり基本条例の市民自治と情報共有の原則に基づき、慎重に丁寧に検討することが重要と考えています。そのため、まずは年度内に市民検討委員会を立ち上げる予定であり、自治会を初めとする各種団体からの参加をいただきながら、庁舎整備の基本コンセプトとなる基本構想、基本計画を策定してまいります。あわせて、市民ワークショップの開催やパブリックコメントの活用に加え、地域説明会や士別市振興審議会などにおいて市民意見の把握に努めてまいります。

次に、庁舎整備に当たっての基本的なコンセプトについてであります。

これまで、総務部、建設水道部を中心とした庁内検討組織を全庁的に規模を広げ、士別市本庁舎のあり方検討委員会及び作業部会を先日立ち上げたところであり、まずは庁内において現庁舎が抱える一つ一つの問題点の整理を行い、庁舎に求められる機能や基本的な考え方、方向

性を整理してまいります。

大西議員から、先般、先進地を視察された行政調査の内容についても御提言をいただきました。庁舎は多くの市民が利用する施設であり、その利便性が大きなポイントとなると考えており、今後はワンストップ窓口や総合案内といった窓口機能を初め、さまざまな角度から検討を行い、私のマニフェストにも掲げております、市民のための市民に親しまれるコミュニティ庁舎となるよう、より具体的に進めてまいります。

次に、財源確保の考え方についてであります。

本市においては、環境センター建設事業、上士別小中学校改築事業、更に今後はいきいき健康センターなどの大型事業が予定されており、交付税の合併加算が減少する見込みの中で、特に合併特例債については有効に活用することが重要であり、更に財政健全化の一つの指標である実質公債費比率についても留意することが求められます。

昨年3月には庁舎整備基金を整備し、財源確保の見通しを立てているところですが、中期財政フレームや長期財政推計に基づき慎重に検討してまいります。庁舎整備に当たっては、合併特例債の発行期限が平成32年度となっていることから、31年度工事完了を目指し計画を策定する予定であります。

以上を申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 検討する上での一番重要なのは複数の選択肢。先ほど申しあげました。これが必要ではないかというふうに思います

それで、例えば、先ほど申しあげました市民に対するワンストップサービス、これも行政サービスとしては重要なことでありますし、ぜひこのことは実現をしてほしいというふうに思います。

一方では、行政サービスのみならず関係機関が同じ庁舎内でそれぞれの業務を執行するということについては、極めて横の連携についても効果的だというふうに思いますし、更に、市民のワンストップサービスという点では、これは一歩進んだ内容ではないかというふうに思います。相手のあることですけれども、これは各関係機関を含めた検討も選択肢の一つとして、ぜひ検討に加えたらいふに思いますが、この点についての考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 大西議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど申しあげましたとおり、早急に市民の検討委員会を立ち上げまして、私が申しあげているマニフェストにも掲げてございますコミュニティ庁舎という基本コンセプトのもとで進めていきたいと思えます。

それで、ただいま、より市民の利便性を図る上で関係団体と協議をして、複合的な施設も視野に入れるべきではないかという御提言でございますけれども、おっしゃるとおりでございます

して、1つには、朝日町におきましては市の朝日総合支所にJ Aの朝日の支所も入っていただいて、1つの庁舎の中で複数の業務が行われているという、実は経緯もあるわけでありまして、朝日市民からは非常に利便性が上がっているというお話もいただいています。

ですから、今後、市民検討委員会の中では、各種団体、そういった皆様方の御意見も賜りながら、半世紀に一度と言われる大きな大プロジェクトでありますので、コミュニティ庁舎、利便性の高い庁舎、安全性のある庁舎、そういったものを目指しながらじつくと検討してまいりたい、こう考えている次第であります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 次に、再生可能エネルギー対策について質問をいたします。

我が国のエネルギー政策は、東日本大震災の津波による福島第一原子力発電所の重大な事故をきっかけに見直しが進められてきております。特に、省エネルギーや節電とあわせて、再生することが可能な資源から持続可能な方法で生産される形態のエネルギーとして、太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱などを利用する再生可能エネルギーの取り組みに対する国民の意識が高まっています。現状では、国内の総発電量に占める再生可能エネルギーの電気の割合は、平成25年度時点で約2.2%程度と極めて低い状況にあります。

また、再生可能エネルギーの課題として、導入時の高コスト少出力による発電効率の悪さや送電網の弱さなどが指摘をされております。しかし、今後、地球温暖化対策、エネルギーの自給率向上と環境に優しいクリーンなエネルギーの導入、更に、原子力発電の推進に対して、今、是非が問われている状況を考えると、自然現象の中で更新される再生可能エネルギーの推進を加速させていくことが必要であります。新エネルギーの開発や導入時のきめ細かく効率的な支援など、国のエネルギー政策の一層の強化が今求められております。

本市においても、総合計画の基本構想において、さわやか環境プロジェクトとして新エネルギー導入を目指すことを重点プロジェクトの1つに位置づけをしております。更に、新エネルギー導入目標量の設定のため、森林系バイオマス利活用、農業系バイオマス利活用及び排出物の資源化、雪氷熱利用、太陽光発電利用、下水汚泥熱利用、普及啓発の6つのプロジェクトにより調査・研究を進めることを含めて、2008年に士別市地域新エネルギービジョンを策定しております。このビジョンのその後の検討経過とあわせて、具体的な取り組みについてまずお伺いをいたします。

次に、本市が独自に実施している再生可能エネルギー導入助成事業の年度ごとの交付実績と、モニター事業としておりますので、設置された方の報告書による課題と効果及び今後の考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

次に、市長は新たに朝日水力発電所の実現に向けた取り組みと、省水力発電の早期整備に必要な支援・協力に努め、更なる再生可能エネルギーの導入実現に向けて調査・研究を進めるとともに、北海道電力の送電システムの増強を求めていくとしております。今までの取り組みの経過

と、特に農村においては、バイオマス、水、土地等の資源が豊富であり、再生可能エネルギーの地産地消が容易であります。導入を進めるに当たっては、設備の設置、維持管理、バイオマス資源の収集など、新たな雇用創出と地域経済にも一定の効果が期待できると思っておりますが、この点についてもあわせてお伺いをいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、地域新エネルギービジョン策定後の検討経過と具体的な取り組みについてであります。

このビジョンに基づく取り組みとして、1つには、太陽エネルギーの活用を推進してきたところであり、士別中学校、士別南中学校のほか、コスモス苑、あさひサンライズホール、バイオマス堆肥化施設に太陽光パネルを設置し、施設で使用する電力の一部を賄うとともに、新エネルギーの活用拡大に向けた啓発、学習素材としての活用を図ってきました。

更には、一般家庭での活用普及に向けて、平成21年度から太陽光発電システムモニター助成事業を実施してきました。

一方、木質バイオマスエネルギーについても、ペレットやまきなどを燃料とするストーブの導入モニター助成事業を設けたほか、朝日地域交流施設和が舎にチップボイラーを導入しました。

また、20年7月から約2年間にわたり、民間事業者による取り組みとして木質ブリケットの製造、販売も行われてきました。

このほか、廃食油によるバイオディーゼル燃料のじんかい収集車での使用や、農畜産物協同貯蔵施設における雪氷熱の活用、公用車としてクリーンエネルギー自動車の導入なども継続してきたところです。

更に3年前からは、朝日水力発電所の建設実現に向けた調査研究や提案なども行っており、地域資源を有効活用した再生可能エネルギーの導入により、環境に配慮したまちづくりを目指しています。

これらのうち、太陽光発電システムモニター助成の活用状況としては、21年から現在まで計24件の利用があり、設置された方からは、節電意識とともに環境に対する意識が高まった、発電や売電の状況を画面で確認することなどで節電に一層努めるようになった、電力会社への売電によって電気代が節減できているなどの報告を受けています。一方、課題の面では、積雪などを勘案した設備のあり方を検討し、一層の普及拡大に努めることが必要と考えています。

本事業については、当初3年間に限っての制度として施行。その後、平成24年に期間の延長を行ったところであり、本年度をもって期限満了を迎えますが、原発事故後、再生可能エネルギーの必要性がますます高まっている中で、一層の普及啓発を図るため、更に3年間の期間延長を行う考えです。

なお、助成金の額については、設備費や発電規模等の実情を踏まえ、本年4月に見直しを行

ったところであり、当面は現行基準での運用を予定しています。

次に、水力発電に関してであります。

朝日水力発電所の建設実現に向けては、市内16団体の構成により23年10月に設立した期成会を中心に、国や国会議員、北海道、あるいは北海道企業局などに対し、提案、要請活動を展開しています。本年度においても、去る10月29日には、期成会会長である市長が、議長や商工会議所会頭とともに、道副知事や公営企業管理者に提案活動を行ったほか、11月18日には経済産業省や道内選出国会議員に対して働きかけを行ってきました。

この発電所は既に設置されている2つの水力発電所の水を更に活用するものであり、大規模な開発も伴わないことから、低炭素社会構築に向けたエネルギー政策の転換に寄与するものと考えています。また、この事業の実現によって、雇用や経済面での効果や、稼働後における国からの交付金なども期待でき、現時点では、建設費用に対する助成制度や買い取り価格と期間、送電線網の容量不足が課題となっていますので、これらの解決に向けたモデル事業としての位置づけなど、今後も提案、要請活動を精力的に進めていく考えです。

あわせて、小水力発電やマイクロ水力発電などについても引き続き調査研究を進めるほか、下川町や音威子府村でのバイオマスの取り組みなどについても情報収集に努めながら、地域資源を生かした再生可能エネルギーを普及することで、人と自然に優しい社会の実現を目指してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 再生可能エネルギー導入に当たっては、特に本市については自然環境に恵まれているということもあって、更に資源が豊富でありますから、ぜひ、市長のマニフェストにもありますけれども、この再生可能エネルギーについての政策を強化して、どんどん進めていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（丹 正臣君） 7番 松ヶ平哲幸議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、指定管理者制度についてお伺いいたします。

このことについては、さきの決算審査特別委員会でも朝日地域交流センターの指定管理料に伴う内容で質問させていただきましたし、井上議員からも日向保養センターについてもあり、更には、議会でも幾度となく指定管理に関する質問がされているところではありますが、私は改めて、本年7月に出された士別市指定管理者制度運用ガイドラインとあわせて、指定管理制度の導入後の現状を確認させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

最初にこの制度ですが、従来は公の施設の管理は地方公共団体や第三セクターなどの外郭団体に限定されていたものが、2003年、平成15年の地方自治法の改正に伴い導入され、民間事業所を含む法人団体にも行わせることができる制度となりました。本市でもこの制度によって、平成18年4月から、総合福祉センターを初め、現在では18の施設がそれぞれの指定管理者によ

って管理運営がされているところでもあります。

そこで、これら18の施設についても、直営の施設同様に多くの市民の方々から意見や要望をいただいているところでもあります。私もどこからどこまでが行政の範囲なのか少し戸惑うところもありますので、まずそこから確認をさせていただきます。

指定管理者には、市が出資している第三セクターと地方公共団体に準じる団体と民間事業者と分かりますし、その施設に指定管理料が発生している施設もあれば発生していない施設もありますので、実際の運営に際してどこまで独自性を尊重しながら任せるのか、行政からの意見なり指導はどの範囲までができるのかなのであります。

無論、経常赤字が出る施設については、我々議会でもその実態や責任について追及もしますし、今後の経営計画についても意見は言わせていただきますが、経営方針やその手法については、いずれも、その団体が責任を持って行うものであり、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の削減等を促し、適正かつ効率的な運用を図ることにあることから、行政側からの押しつけがあってはいけないとも思うのでありますが、その点の基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

次に、指定管理料と剰余金についてであります。単に施設の管理のみについては、人件費と管理費用の全てが指定管理料として支払われることとなりますから問題はないと思えますが、営業により利益が生じた場合の処理についてお伺いをいたします。

このことは、指定管理者制度運用ガイドラインの中で剰余金の取り扱いで精算、戻し入れを行うことができる場合とあり、指定管理料と実績に大きく差が生じた場合、利益が余りにも過大である場合には、市と協議の上精算を行うとともに、次年度の協定の中で必要な修正を行うことができるものとしています。

その一方で、指定管理者の利益とすることができる場合、これは初年度を除くとありますが、これは指定管理者の経営努力により、市の要求水準を満たしつつコストが削減され生じた剰余金については、原則として精算を行わず、指定管理者の利益とすることができるのとあり、更に、剰余金の使途については、市は指定管理者と協議することができるものとなっております。

これらのことからすると、指定管理料がある場合、利益は原則精算となり、管理料のない場合は指定管理者の利益とするか剰余金として、その都度、市と協議することも読み取れますがその解釈でよろしいのでしょうか。また、指定管理者の利益から剰余金となる場合はどのような場合を想定しているのかをお伺いをいたします。

いずれの場合でも、コストの削減で生じたものだけが利益とするならば、なかなか民間事業所が参入することは難しいとも思われますが、このガイドラインは民間事業所の締め出しとも受け取られないとも不安視するものでありますので、どうかその辺の説明も含めて答弁をいただきたいと思えますので、よろしくお伺いをいたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 松ヶ平議員の御質問にお答えいたします。

指定管理者制度は、公の施設の管理に関し、議会の議決を経て民間の事業者やNPO法人、ボランティア団体などを管理主体とする制度で、松ヶ平議員お話しのとおり、平成15年に、より効果的、効率的な管理が行えるよう地方自治法が改正されました。

現在、本市では、民間活力を活用し、利用者サービスの向上や経費の節減を図ることを目的に、観光施設や福祉施設など18施設で導入しているところでございます。指定管理は、利用料金なども含め地方公共団体が求める水準に基づき、公の施設の管理に関する権限を委任して代行させるものであり、業務委託では認められていなかった利用料金の収入については、指定管理者の収入とすることが可能となったほか、行政処分に関与する使用許可も行うことができ、管理者みずから策定し、地方公共団体が承認した管理運営計画に沿って、責任を持って施設の管理運営を行うものであります。

したがって、施設の設置者である地方公共団体は、管理権限の行使自体は行うことができず、設置者としての責任を果たす立場から、指定管理者の管理権限の行使について、管理運営計画と実際の管理に乖離が見られた場合などには必要に応じて指示を行い、指示に従わない場合には指定の取り消しなどを行うことができるものとされています。

指定管理者制度は、従前の業務委託とは異なり、民間事業者の経営ノウハウを取り入れて活性化し、市民に多様なサービスを提供することがメリットとされており、今後においても指定管理者の独自性のある主体的な取り組みに期待するものであります。

次に、剰余金についてのお尋ねであります。

これまで、本市において指定管理に関する剰余金についての取り扱いは統一されておらず、剰余金が発生した場合は指定管理者審査委員会を初め庁内関係部署において、その都度判断してまいりました。

そして、今回、指定管理に関する運用を統一するため、士別市指定管理者制度運用ガイドラインを策定したところであり、この中で剰余金については、全てを精算により市に還元することにすれば継続的な経営努力の動機づけがなくなったり、効率化やサービスの向上が阻害されたりする懸念があることなどを考慮し、他市の事例も参考にしながら2通りの基準を設けたところでございます。

まず、精算を行うことができる場合について。特に制度導入初年度においては、指定管理者における前年度の管理実績がないことから、指定管理料の積算と実績に大きな差が生じることが考えられ、その差額については内容を精査しながら、剰余金とはせず精算を行うこととしました。また、導入2年目以降についても剰余金が過大であったときは必要に応じて精算を行い、次年度の協定で修正を加えることができることにしたところでございます。

一方、利益とすることができる場合については、利用者に対するサービスを向上させつつ、市の要求水準を満たしていたと認められる場合には、更に意欲を高めるため精算を行わず指定管理者の利益とすることができるとしたところであり、その用途については市と協議することができるものとなりました。

指定管理者には、単にコスト削減のみだけで利益を求めるのではなく、施設の目的や種類などに応じて、安定的かつ効率的な経営を行う中で、利用者にとってよりよいサービスが受けられる施設となるよう、市としても施設設置者としての役割を果たしてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 今、市長の答弁で了承したのですけれども、ただ、その18ある施設のうち、やはり一番気になるのは利益を出すところの施設で、なおかつそこが行政的に言うと担当がばらばらですので、なかなか統一といっても難しいかもしれませんが、現実には利益を出す施設で、出さなければいけない施設で指定管理者としているところでも、なおかつ、そこに指定管理料が発生しているところなのですけれども、現実にはそこで働いている社員の方々の給料を含めて、ここ数年なかなか上がっていない。利益を発生するどころか赤字までも逆に押しつけている現状も一方ではあるのではないかと。

そういった意味で、その指定管理者となっているところが厳しくなって長続きもしなくなる、そういうことも心配されます。原因がそれだけではないのしょうけれども、現実には、朝日の施設もこの4月に指定管理者が変わりました。もう一カ所、この年度末で、今指定管理を受けているところも返上するようなものも聞いておりますし、なかなか指定管理先として受け入れるところの施設も少なくなっている、そんな感じもしますので、利益については少なからずとも出るような指定管理料というものを計算をしなければいけないのではないかというふうに思いますので、各施設それぞれの担当課がありますので、横断的にそういう統一の方式でなくして、管理者先で働いている社員が、それこそ、先ほどの午前中の質問にもありましたけれども、給料が上がるような、そんな指定管理をガイドラインの中でもぜひ盛り込んでいただければというふうに思いますので、そこら辺のところも含めた考えでちょっとお願いしたいのですが。

○議長（丹 正臣君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君） 松ヶ平議員の再質問のほうにお答えをさせていただきます。

今、お話にありましたように、利益を追求する形の指定管理の施設というのはかなり少ないという一面が、本市の場合あります。

それで利益の関係でありますけれども、まず指定管理料ですけれども、これは、市がそれを運営した場合にどのくらいの経費がかかるのかということが1つの目安になりますし、指定管理者側からの提案によって、こういった要素を2つ加味しながら指定管理料というのを決定していくことになります。

それで、今の利益の関係でありますけれども、まず、利益を追求できる形のところについては一定の指定管理料をお支払いするとして、そこで指定管理者が独自の創造的な事業をやったりすることで利用者が増えて、そしてその結果利益が多くなったという場合については、これは指定管理者の利益とすることができるということになるかと思えます。

そんな中で、例えば出た利益を働いている方へ還元するのだというようなことの中身を市のほうとも協議をしながら、この剰余金については扱いをしていきたいというふうに今考えているところです。そうした考え方については、全庁的に審査委員会もありますので、そういったときに統一化を図っていくことをこれからしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 次に、嘱託臨時職員の採用についてであります。このことについても、さきの決算審査特別委員会において、教育委員会給食センターにおける栄養士の公募から採用までの計画をお聞きし、答弁をいただいたところでありますが、その内容について先に確認をしておきますが、25年度途中で栄養士が退職をされたので、その後、公募を行ったが希望者は1人もおらず、結果、年内はおろか新年度でも確保できず、最終的には今年の10月にやっと採用ができたということで、約1年間にわたって他の職員がその業務をそれぞれ分担して行ってきたというところまでを確認をさせていただきました。

そこで、この嘱託臨時職員は、以前は原則的には雇用期間が定められていて、その期間の満了をもって再任用はしなかったものですから、人材の確保については大変厳しいものがありました。しかし、牧野市長が就任されてこの雇用期間を撤廃したことにより、嘱託臨時職員の皆さんは安心して働き続けることができるということで高い評価を受けています。

さきに述べた給食センターにおける栄養士のような実態はほかの担当でもあるのか、改めて確認をさせていただきたいと思います。

まず、病院職場の医療技術系を除き、一般事務職における資格を有する者の嘱託臨時職員の人数はどの程度なのでしょう。その職種と人数をお教えてください。また、公募から採用までに至らなかったケースはほかにもあったのでしょうか、あわせてお願いをいたします。その際、産休・育児休業の代替のように、初めから期間を定められている場合は除いて、あくまでも雇用期間のない職種の公募に限っての場合でお願いをいたします。

次に、さきの栄養士のように公募してもなかなか人材を確保できない実態として、今後もこのようなケースが出てくるのではないかと危惧するところでもありますので、このような場合の考え方をお聞かせください。

私は、資格を有する任務で短時間業務ならわかりますが、勤務時間や内容が正職員と同じなら、賃金の低い、諸条件の悪い職種には集まらなくなっていることから、今までと同様な考えならば、嘱託臨時職員のあり方についてはもう一度考える時期にも来ているのではないかと思いますので、行政の考え方をお聞かせいただきたいと思います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

まず、本市の嘱託臨時職員のうち資格を有する職員の職種と人数についてであります。

本市では、現在、嘱託臨時職員として179人を雇用しており、そのうち市立病院で働く医療

技術系の嘱託職員を除くと62人の方が職務に必要とする資格を有して在籍をしております。その職種の内訳は、保育士34人、栄養士5人、保健師4人、看護師1人などであり、保健福祉分野に多くを占めております。

また、先般の決算審査特別委員会で松ヶ平議員から学校給食センター栄養士の採用についての御質問があり、これと同様な実態について、あるのかというお尋ねであります。平成25年度に保育所職場において保育士の嘱託職員の公募に対して必要とする人数の応募がなく、慢性的に保育士不足が続き、苦慮した経験がありました。ここ数年、正職員として保育士を採用してきたこともあり、現在、保育士については、嘱託職員も含め必要人数は確保できている状況にあります。

意欲があっても、家庭の事情からフルタイムで働くことが難しいといった理由や、年度途中での公募であったことなどが原因と考えられますが、特に近年では、新卒者が都市部へ流出してしまうことも要因の一つと考えるところであります。

このようなことから、本年度においては、年度当初に嘱託職員として採用する保育士の確保に向けては、近隣の保育士養成機関と協議をし、昨年度から新卒者に対する求人依頼を行い保育士の確保に向けた取り組みを行ったところ。2人の人材を採用することができたものであります。

また、嘱託職員を含む一般非常勤職員、臨時職員についても、採用後は市内に在住していただくことを原則としておりますので、必要な有資格者の確保対策の一つとして、市外から本市へ転入することになった有資格者嘱託職員を対象に、本年度から新たに、借り上げ住宅に対する割り増し報酬を支給することとし、有資格者の確保に努めているところであります。

次に、有資格者の正職員採用に関するお尋ねであります。効率的で効果的な財政運営を図るため、本年4月に士別市定員適正化計画を策定したところであります。時代の変化とともに地方自治体の業務もますます複雑で高度化する中、それに伴い、正職員としての有資格者確保の必要性も十分認識しているところではあります。事務事業に必要とされる適正な人員配置を行い、限られた人員で最大の効果を上げることが今の自治体運営に求められているものと考えております。

本市職員の採用に当たっては、毎年、各部の業務内容や人員などについてヒアリングを行い、退職予定者数なども勘案しながら、更には、技術職、専門職などの必要性を考慮し、採用数を決定しているところであります。今後においても定員適正化計画を基本に、適正な職員確保に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 次に、有害鳥獣駆除についてお伺いをいたします。

このことは、本年第2回定例会でも村上議員がエゾシカ駆除と処理施設について質問されているところであり、その答弁として、23年度、1,655頭、24年度が1,867頭、25年度が1,370頭

を駆除しているということでありましたが、改めて、平成22年度から始まった有害鳥獣でエゾシカの駆除に係る助成制度であります。5年目、26年度の途中でありますけれども、その駆除実績と農作物の被害状況についてお伺いをいたします。また、駆除実績と照らし合わせて、農作物の被害は抑えられているのかをお伺いをいたします。

次に、近年、アライグマの生息がこの地域でも確認されていますが、朝日町で2011年に初めて捕獲をされてから現在の捕獲数が10頭となったと先日報道されていたところでもあります。このアライグマに対して行政が把握している現状をお聞かせください。また、具体的な農作物への被害も把握をされているのでしょうか、あわせてお願いをいたします。

とかく、このアライグマは繁殖力が高いことから、被害が拡大しないよう、早急でしっかりとした取り組みが必要とも考えますが、現時点でのこのアライグマに対する取り組みと今後の対処法についてお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、エゾシカの駆除後の処理についてですが、27年度に建設予定地の測量と地質調査及び施設の実施設計を行い、28年に建設し、29年4月から供用開始としていましたが、新年度の予算編成作業も進めているところでもありますので、その施設計画についても具体的になってきていると思っておりますので、この際、建設予定地とその処理方法について明らかにしていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いをいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 林経済部長。

○経済部長（林 浩二君）（登壇） ただいまの質問にお答えいたします。

本市におけるエゾシカやヒグマなどによる有害鳥獣対策としては、これまで猟友会への駆除委託や、中山間事業を活用した電気牧柵の設置などに加え、平成22年度からはエゾシカ駆除にかかわる費用負担の軽減を図るため、1頭1万円の助成や狩猟免許の新規取得者に対する支援、更には、士別市有害鳥獣被害防止対策協議会による一斉捕獲事業を実施する中で農作物被害の防止に努めております。

そこで、エゾシカの駆除実績と農作物の被害状況についてであります。

エゾシカの駆除頭数は、松ヶ平議員お話しのとおり、猟友会の協力により、平成24年度には1,867頭とピークとなりましたが、本年度は11月末現在で571頭の駆除実績で、山奥への移動や警戒心の高まりなどにより、昨年度の同時期と比較し310頭減少しており、来年3月まででは1,000頭程度を見込んでおります。

一方、農作物の被害としては、毎年11月にJ A北ひびきが農業者からの被害の聞き取り調査を実施しており、その被害額では、平成22年は約6,000万円、23年では約6,200万円、24年では6,600万円、25年では4,700万円、26年では3,400万円となっており、このように22年から毎年1,000頭を超える駆除を行ったことにより、農作物の被害は24年をピークに減少しており、これまでの駆除対策により、一定の成果があったものと考えております。

次に、アライグマの対策についてであります。

道央でペットとして飼っていた外来種のアライグマが野生化し、その後に分布が拡大してお

り、本年3月には、道内では8割の市町村で生息が確認されています。隣接する愛別町などでも次第に生息が確認される中、平成19年ごろから朝日地区の一部で目撃情報が寄せられるようになり、箱わなを設置したものの捕獲には至りませんでした。23年に初めて2頭を捕獲して以来、24年度には4頭、25年度には2頭、本年については11月末現在で2頭捕獲し、今まで10頭を捕獲しております。

このほかにも、本年は道路上で車にはねられたと思われる死骸2頭も回収しているところがあります。これらは全て朝日の茂志利と三栄地区で確認されており、今年は活動が活発となる春に朝日町内各所に箱わなや無人カメラを設置し、生息実態もかねて調査したところ、三栄地区より町寄りの南朝日地区でも確認され、次第に生息域が拡大していることを確認したところでもあります。

そこで、このアライグマによる農業被害の状況であります。JA北ひびきによる調査結果で申し上げますと、平成24年はスイートコーンで約64万円、25年ではスイートコーン、カボチャ、ビートで約50万円、26年でも同じ3品目で約50万円の被害額となっております。

アライグマは空き家や納屋などの床下に住みつくとされておりまして、これまで、所有者や農業者に対し戸締りの徹底などの注意喚起を行うとともに、市及び協議会が所有する箱わなを被害箇所を設置し、見回りと餌がえなどを農業者にお願いしてきました。今後、頭数及び生息区域の拡大が懸念されることから、市としても、活動が活発となる春先には、朝日町内で一斉に箱わなを設置するなど、農業者はもちろん協議会と連携を図りながら、効果的捕獲方法の習得・普及のもと被害防止に努めてまいります。

次に、有害鳥獣を駆除した後の処理方法につきましては、これまでの一般質問でもお答えしてきたとおり、平成29年度より稼働予定の環境センターでは、エゾシカなどの有機性廃棄物は埋立処分できない施設となることから、これまで、庁内の経済部、市民部、朝日総合支所の関係職員において、新たな処理対策として食肉としての加工処理や減容化による処理、あるいは焼却による処理などの比較検討を行い、処理方式を選定してきました。

食肉加工については、捕獲方法や運搬時間などに係る衛生管理が厳しく、また、食肉加工施設と処理施設も必要となり整備費用が高額になること。減容化については、牛ふんなどの資材の中に鳥獣を投入し、堆肥化と同様に発酵分解により処理するため、整備費や維持管理費のコストを低く抑える反面、施設周辺への臭気や排水等の発生などが懸念され、更に、分解を終えた処理残渣は新たな環境センターでの埋め立て処分ができないことから、市外での処分先の確保と別途処分費用も必要となること。焼却については、施設整備費に加え焼却に伴う燃料費等の維持管理経費は多額となりますが、焼却後の残渣物の処理も含め衛生的であると言われております。

それぞれの方式については、メリットあるいはデメリットはありますが、環境面や衛生面を総合的に考慮すると、現時点では焼却処理方式が最善であると判断したところでもあります。

この焼却施設の概要といたしましては、環境アセスメントの必要がない名寄市とほぼ同規模

の施設とし、その処理能力は、エゾシカを1日10頭程度処理でき、1日の処理能力を上回っても受け入れが可能とするため、冷凍設備の併設を想定しております。

次に、建設予定地についてであります。

候補地の選定に当たりましては、これまで、地域ごとの捕獲頭数を踏まえ、容易に処理施設まで搬入することができることに加え、該当する地域に及ぼす影響を最大限軽減できるようにすることを念頭に、朝日地区で2地域、上士別1地域の3地域を比較検討した中から1地域を選定し、現在、地域住民に対し説明会などを開催しているところであります。

この焼却施設の建設は28年度を計画しておりますので、本年度内には当該地域の同意が得られるよう協議を進め、建設場所を決定していきたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 最初、エゾシカによる農業被害というのは、やはり頭数を1,000頭超えている中で捕獲をしてきましたので、農業被害が少なくなってきたということは、一定の成果はやはりあったのだというふうに思います。

一方、アライグマについては、部長のほうからも答弁ありましたけれども、今のところ60万から50万円の農業被害ということでもありますけれども、とにかく繁殖能力が極めて高い動物でありますから、あつという間に広まってしまえば、この農業に対する被害額も莫大になるというふうに思いますので、箱わなの設置含めて、抜かりのない対応をぜひお願いをしたいというふうに思います。

エゾシカの駆除・捕獲後の処理施設が、今の答弁では焼却施設でということで、今初めて答弁があったのですけれども、ちょっとこの中で確認をさせていただきたいと思います。

今、朝日で2地区、上士別で1地区を候補選定として住民の方々と話し合いを進めているということでもありますけれども、ちょっと聞き逃したかもしれませんけれども、環境アセスの必要のない焼却施設というのは、改めて具体的にどういうことなのか含めて、恐らく規模のことだと思うのですけれども。ただ、単純にその規模だけなのか、それとも、その環境アセスを必要とすることになれば、どういうことになるのか含めてお答えをいただきたいのと、あとは、まだそこまで具体的にありませんけれども、極めてこういう施設の完成後、供用開始になったときにどういう方式で管理をしていくのか、運用していくのかということが問題になりますので、現段階で、直営でやるのかそれとも委託で管理をしてもらうのか含めて、具体的にしているところまで結構ですので、これらの考え方があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 林部長。

○経済部長（林 浩二君） 松ヶ平議員の再質問にお答えいたします。

焼却施設の建設に当たっての環境アセスメントが必要なのか必要でないのかといった関係につきましては、1日に焼却できる頭数が大体決まっております。環境アセスを必要とする場合については、1時間当たり200キロ以上を超える量を、大量に焼却する場合については環境ア

セスが必要となるということで、私どもの想定しておりますのは、名寄市さんと同程度の1日10頭程度、この範囲でおさめたいと思っております。仮に環境アセスをやるとなると、概算でありますけれども、1,000万円程度の調査費用がかかるというふうにもお聞きしております。

次に、施設の管理運営の関係についてであります。これにつきましても、名寄市、あるいは和寒町におきましても民間事業者が管理運営に当たっております。本市におきましても、民間事業者の活用を想定しているところでございます。

以上であります。

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 次に、中小企業対策についてお伺いをいたします。

本市の基幹産業は農業を基盤としながら、それを支える中小企業が雇用確保・拡大し、市民所得の向上をもたらすとともに、地域経済の振興・活性化を図る極めて重要な担い手です。しかしながら、消費税の引き上げの影響と電気料の再値上げ、また、原油・原材料価格の高騰により中小企業の経営環境は大変厳しい状況が続いています。

更に、国全体では景気が浮上したと言いながら、この地域ではその実感は遠く、まだまだ期間がかかる気配になっています。更に厳しい経営環境下では、中小企業、小規模事業者は、自主的な取り組みだけでは、優秀な人材を確保・育成することが困難な状況にもあります。また、同じ中小企業、小規模事業者にとって採用後の人材定着も課題となっています。

この状況下の中で、本市も中小企業の振興に対しては、中小企業振興条例に基づきさまざまな支援をしているところでありますが、その中で今回は、特に振興条例の第9条に当たります人材育成事業について対象の拡大を求めたいと思います。

現行では、国などが行う研修や中小企業、大学校に派遣し、教育訓練を受講した場合に限り、派遣費用の10分の3で限度額10万円か受講料の2分の1以内の助成が基準として決められています。しかしながら、この基準範囲では極めて限定されており、実際の労働現場では多くの危険作業や有害物質を取り扱う業種などは、一定の労働安全衛生法に基づく技能講習や特別教育の受講が求められていることなどから、ぜひこの範囲の拡充をお願いするものであります。

現状でお話ししますと、現場で必要とする講習や教育実施機関は11あり、これからが実施している技能講習では37、特別教育にあつては40の学科講習が行われておりますが、いずれも厚生労働省北海道労働局が認定している場合に限定しながらも、拡充をする考えがないかお聞きをいたします。

次に、認定職業訓練の事業者への支援策についてです。

この認定職業訓練については、事業者などが、主としてその雇用する労働者に対して行う職業訓練であつて、法に定める基準に適しているものであり、本市では、通年雇用化の促進を図るため、例年冬期に実施しているものであり、中小企業振興条例により訓練施設の設置に係る経費の一部と職業訓練指導者試験と技能検定試験に合格した場合のみ検定手数料の2分の1以内を助成しているところであります。

そこで、国はこの職業認定訓練の実施に当たり、キャリア形成促進助成金と建設労働者確保育成助成金とがあり、それぞれ事業主に対して賃金の一部を助成しているところではありますが、その助成申請は事業が終了後の申請であり、実際の交付までは極めて遅い時期になることから、事業主に重たい負担となっているのが現状です。

よって、これらの費用に係る融資または新たな制度をぜひ創設いただいて、中小企業、小規模事業主に、従業員のスキルアップとともに人材の定着が図れる施策として実施を願うものがありますが、行政の考えをお聞かせをいただきたいと思います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

本市の中小企業を取り巻く環境は、松ヶ平議員お話しのように、本年4月からの消費税率引き上げと原油・原材料価格の高騰や電気料金の再値上げによる消費の低迷もあって、厳しい状況のもとに置かれていると認識をいたしております。

一方、雇用状況は、有効求人倍率が1倍を超えるなど増加を続け、回復傾向にありますが、建設、運輸、介護などの業種では深刻な人手不足といった状況にもありますので、企業の宝である人材の確保と育成・定着は重要課題であると考えております。

このような中で事業者は、労働安全衛生法に基づく作業内容や就業制限があることから、従業員をそれぞれの業務に従事させるためには、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を受講させなければならないこととなっております。

また、危険または有害な業務に労働者をつかせる場合には、事業者などが教育を行い、免許、技能講習、または特別教育を受けた方に就業させる必要があり、その業務の範囲、種別は労働安全衛生規則などで規定がされております。

そこで、お尋ねのありました中小企業振興条例第9条人材育成派遣事業における助成対象の拡充についてであります。対象となる技能講習、特別講習がどの程度の受講要望が見込まれるのかなどを含め、現行条例の中に定める人材育成に資する講習となるのかどうかについて十分に検討をしてみたいと思います。

次に、認定職業訓練の事業主への支援策についてであります。厚生労働省が行うキャリア形成促進助成金は、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部が助成される制度でありまして、企業の人材育成と労働者のキャリア形成を目的として、厚生労働大臣が、専門的で実践的な教育訓練として指定した講座を従業員に受講させる事業主に対して行われる支援であります。

また、建設労働者確保育成助成金は、建設労働者の雇用の改善、技能の向上を目指し、若年労働者を確保・育成し、技能承継を図り、安定した雇用と能力の開発、向上を目的に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部が助成される制度であります。

議員お話しのように、国の支援事業であるキャリア形成促進助成金や建設労働者確保育成助

成金に対する申請は、訓練終了後2カ月以内に支給申請書を必要書類とともに提出し、審査の上、交付決定となりますが、この審査には時間を要することから交付時期も遅くなるという状況であります。

そこで、助成金などが交付されるまでの融資制度の創設につきましては、これまでの助成金の活用状況やニーズがどの程度あるのか。助成金相当額がどの程度の額になるのか。また、具体的な融資の方法などについて現行の中小企業融資制度の枠内で実施が可能かどうかについて検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 調査検討するということですので、ぜひ、中小企業、地場産業の育成に向けて早急な取り組みのほうをお願いしたいと申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

（登壇） 最後に、市営住宅の入居に関してお伺いをいたします。

このことに関しては、御案内のとおり、市営住宅の入居に関しては一定の条件を満たしていることが必要となっています。大まかに言いますと、まずは住宅に困窮されている方、持ち家のない方を指します。次に、同居する親族がいる方、独身は別な基準があります。3番目として、公営住宅に定める収入基準に該当する方、これは一般世帯で15万8,000円以下になります。4つ目として、市税等の納入が良好な方となっています。このことに関しては、ほかの自治体でもほぼ同じような条件と思われまし、何よりも、公営住宅法に定められている以上、独自の要件は難しいと認識をしているところでありますが、まず、さきの議会で、政策的空き家に対するやりとりがありました。市営住宅の建てかえ事業に伴う空き家の数が多いのが気になりました。世帯人数、所得によって基準は違いますが、建てかえによる一時的に住まわれる方々の100%の条件と希望がかなえなければ入居できないのでしょうか。

例えば2人世帯が4人世帯の住宅に入居することはできないのでしょうか。新しい住宅が完成するまでの期間という一時的な入居でも不可能なことなのでしょうか。市営住宅の入居希望者は大変多く、常にくじ引きによって当選者しか入居できない状況であるならば、できる限り最小限に空き家はとめておくべきではないかと思いますが、政策的空き家の基本的な考え方をいま一度お聞かせいただきたいと思ひます。

次に、高齢者が市営住宅に入居できる独自の基準ができないか問うものであります。

市民からの相談でこういうのがありました。高齢者、独居、市外在宅、借家で撤去の要請があったようです。除雪される道路から玄関まで相当の距離があつて独自での除雪は不可能で機械による除雪しかできない等々から、行政の高齢者福祉の担当からは、このまま冬を1人で生活することは難しいと。市営住宅担当では、抽せんしなければならぬと言われたとのお話しでした。

入居基準を一度緩和してしまえば、なし崩し的に何でもありの危険性もあることから、安易

な入居はすべきではないと私も思うのでありますが、そこで、市営住宅の入居基準とは別に、例えば行政の福祉担当の判断で市内の市営住宅に入居させる決まりをつくってもよいのではないのでしょうか。それこそ政策的に入居させる基準をつくったらどうでしょうか。

現実として、公営住宅法上できなければ、市営住宅を普通財産にして、市営住宅担当が管理をしてもよいのではないのでしょうか。市内には教員住宅を普通財産にして農業実習生に貸し出している事例もあることですし、何よりも、高齢者夫妻がお一人になられたとき、車の運転や除雪機械の操縦、雪はねの作業は難しいものもありますし、福祉施設に入居するまでもなく、農村部に居住されている方で、先ほどの状況になれば専用の住宅を確保しておく必要があるというふうに思いますけれども、行政の考え方をお聞かせいただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君）（登壇） ただいまの質問にお答えいたします。

初めに、市営住宅の入居要件についてであります。

松ヶ平議員お話しのとおり、市営住宅は住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸することを目的としているため、入居に関しては公営住宅法で定める収入基準や世帯基準、世帯要件等により審査をしています。

次に、政策的空き家の基本的な考え方についてであります。

基本的な考え方といたしましては、市営住宅条例第5条公募の例外として、災害時における被災者の一時的な使用を初め、公営住宅建てかえ事業により既存建物を解体する際、従前の入居者を仮移転または他団地への本移転を行う必要がある場合、また、国土交通省からの通知により、配偶者からの暴力被害や犯罪被害者の入居など緊急的な避難に対応することを基本としています。

そこで、本市が政策的に空き家を確保している実態であります。現在、つくも団地の建てかえに伴い、仮移転または本移転を予定している7世帯及び、緊急避難用として、合わせて30戸の政策空き家を確保しています。

松ヶ平議員から、建てかえ事業に伴う政策空き家の戸数が多いのではとの御指摘と、一時的な移転での世帯人数と部屋の広さの違い、いわゆるミスマッチについてのお尋ねがありました。

まず、建てかえに伴い移転対象となる方の状況とその対応について申し上げます。

入居されている方は、引き続き入居を希望される場合と、建てかえを契機として他の団地への入居を希望される場合があるため、希望の地域、家賃の額、住宅規模や設備など複数の条件から選択ができるよう、1世帯当たり3タイプ程度を確保するなど、安心して検討していただけるよう努めています。また、建てかえ事業に伴う一時的な移転については、世帯人数と部屋の広さの関係は審査の対象とはしていません。ですから入居を認めているところです。

次に、高齢者専用の住宅を確保すべきとの御提言がございました。議員お話しのとおり、高齢に伴い、冬期間の除雪を初め買い物や病院への通院の関係などにより、市営住宅への入居の

御相談があります。このような場合は、公募している住宅の状況を初め、60歳以上の方及び60歳以上の世帯については抽せん本数を1本増やすことで当選確率が上がるよう配慮している旨の、そういった説明に加えて、状況に応じて除雪サービスの紹介など関係部局と連携して対応をしているところです。

また、公営住宅を高齢者専用を活用するための施策としては、高齢者の居住の安定確保に関する法律において一部公営住宅の使用を認めています。サービスつき高齢者向け住宅事業の登録事業者や社会福祉法人による食事・介護・医療などのサービスを提供するための施設としての活用など各種制約があるため、現行法においては、本市が抱える課題の解消には至らない状況にあります。

しかしながら、今後、更に高齢化が進むことにより、特に一戸建て住宅に居住されている高齢者が、身体的理由などにより、建物及び敷地内の維持管理を行うことが困難となる世帯の増加が予想されますことから、新たな市営住宅のあり方について検討する時期にあると考えております。

平成27年度には公営住宅を適正に管理修繕することで、更新コストの縮減を図るための公営住宅長寿命化計画の一部見直しを検討しているところです。現在1,100戸を超える本市市営住宅について、今後の人口及び世帯数の推移を初め、低家賃住宅のストック、小規模団地の集約化など将来を見据えた適正な管理戸数、維持管理方法の見直しとあわせて、一部老朽化した住宅をバリアフリー化に改修しての再利用の必要性や入居要件など、新たな課題について検討することとしているため、松ヶ平議員から御提言のありました高齢者専用住宅の可能性についても、保健福祉部など関係部局と調査研究を行ってまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 今の部長の答弁で了承したのですが、やはり一方、現実的な公営住宅の入居者にかかる課題としては、10年、20年とたつと、ほとんどが高齢者の方ばかりの公営住宅にもなるという現状が全国的に見られるようでありますから、ぜひ士別もそういう高齢者の入居者に対する手当ても含めて、十分な検討をいただきたいことを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（丹 正臣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので御参集願います。御苦労さまでした。

（午後 3時02分散会）